



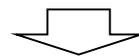
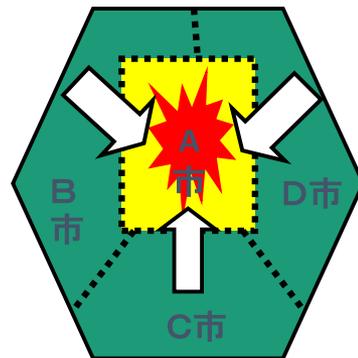
大規模災害時における 消防の広域応援について

消防庁広域応援室

広域消防応援における国・都道府県・市町村の関係

通常の火災・事故・災害の場合

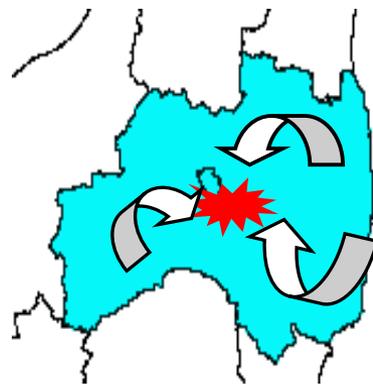
- 市町村消防責任の原則
(消防組織法第6条)
- 隣接市町村による相互応援
(消防組織法第39条)



大規模な火災・事故・災害の場合

○都道府県の対応

- 都道府県内の相互応援協定による応援
(消防組織法第39条)
- 都道府県知事による市町村長、消防長に対する災害防御措置に関する指示
(消防組織法第43条)



より大規模な火災・事故・災害の場合

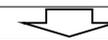
○国の対応 = 緊急消防援助隊

- 消防庁長官の出勤指示、求めによる緊急消防援助隊の全国規模の応援
(消防組織法第44条)

被災県知事からの応援要請



消防庁長官の求め又は指示



緊急消防援助隊の出勤



局地的な災害：
近隣県から出勤

南海トラフ地震等：全国から出勤

<指揮体制 (消防組織法第47条)>

消防機関の職員がその属する市町村以外の市町村の消防の応援のため出勤した場合には、当該職員は、**応援を受けた市町村の長の指揮の下**に行動するものとする。

緊急消防援助隊について

- 大規模・特殊災害発生時において、被災都道府県内の消防力では対処が困難な場合に、消防活動を効果的かつ迅速に実施するための**全国的な消防の応援制度**
- 阪神・淡路大震災での教訓を踏まえ、平成7年に創設され、平成15年6月消防組織法の改正により法制化、平成16年4月から法律上明確化のうえ発足

被災県知事からの応援要請※



消防庁長官の求め又は指示



緊急消防援助隊の出動

登録隊数 6,661隊 25,504人 (令和6年4月1日現在)

※または、災害の規模等に照らし、緊急を要し要請を待つとまがないと消防庁長官が認めるとき

<緊急消防援助隊の出動実績>

- 発足から約**28**年間で、**44**回の出動 ※令和6年7月1日現在
- 内訳：地震災害19回、風水害（土砂災害を含む。）16回、タンク・工場等火災4回、噴火災害3回、雪崩1回、列車事故1回

<緊急消防援助隊が出動した近年の災害>

災害名	死者・行方不明者数	活動期間	活動日数	出動人員
平成28年熊本地震	273名	H28.4.14~4.27	14日	5,497人
平成28年台風第10号による災害	29名	H28.8.31~9.9	10日	1,044人
栃木県那須町雪崩事故	8名	H29.3.27~3.28	2日	10人
平成29年7月九州北部豪雨	44名	H29.7.5~7.25	21日	4,203人
大分県中津市土砂災害	6名	H30.4.11~4.14	4日	135人
大阪府北部を震源とする地震	6名	H30.6.18	1日	11人
平成30年7月豪雨（西日本豪雨）	271名	H30.7.6~7.31	26日	5,385人
平成30年北海道胆振東部地震	43名	H30.9.6~9.10	5日	827人
令和元年8月の前線に伴う大雨による災害	4名	R1.8.28~8.31	4日	146人
令和元年東日本台風（台風第19号）による災害	121名	R1.10.13~10.18	6日	1,038人
令和2年7月豪雨	88名	R2.7.4~7.15	12日	1,999人
栃木県足利市林野火災	0名	R3.2.25~3.3	7日	145人
静岡県熱海市土石流災害	28名	R3.7.3~7.26	24日	3,099人
令和6年能登半島地震	284名	R6.1.1~2.21	52日	17,284人

<緊急消防援助隊が出動した災害対応状況>



栃木県足利市林野火災
撮影：横浜市消防局



静岡県熱海市土石流災害
撮影：甲府広域組合消防本部

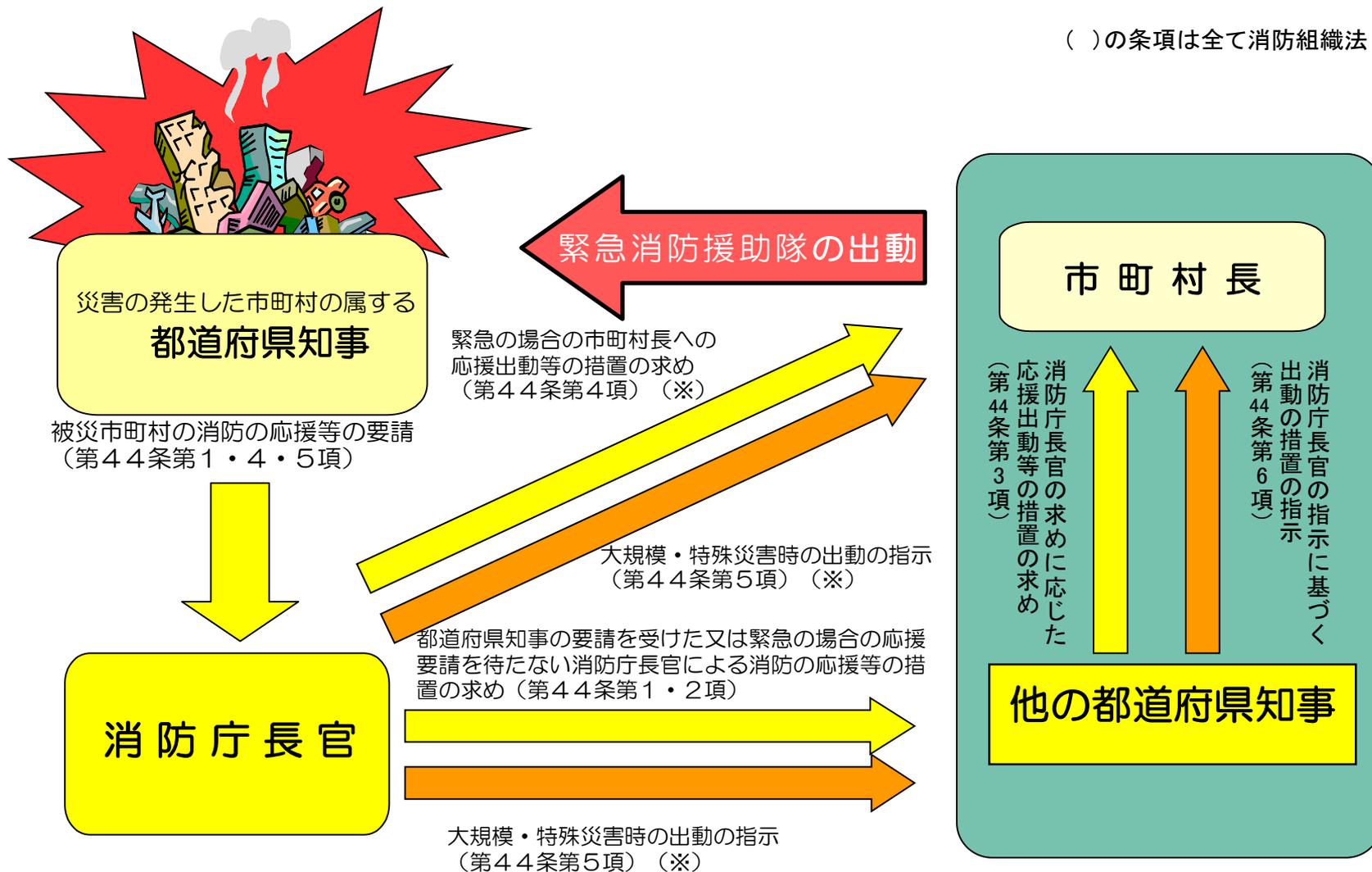


令和6年能登半島地震
撮影：消防庁

※写真は栃木県足利市林野火災、静岡県熱海市土石流災害、令和6年能登半島地震のもの

緊急消防援助隊の出動スキーム

()の条項は全て消防組織法



(※) 都道府県知事の要請を受けた場合(第44条第1項)と、緊急の場合で都道府県知事の要請を待つかとまがない場合(第44条第2項)がある。

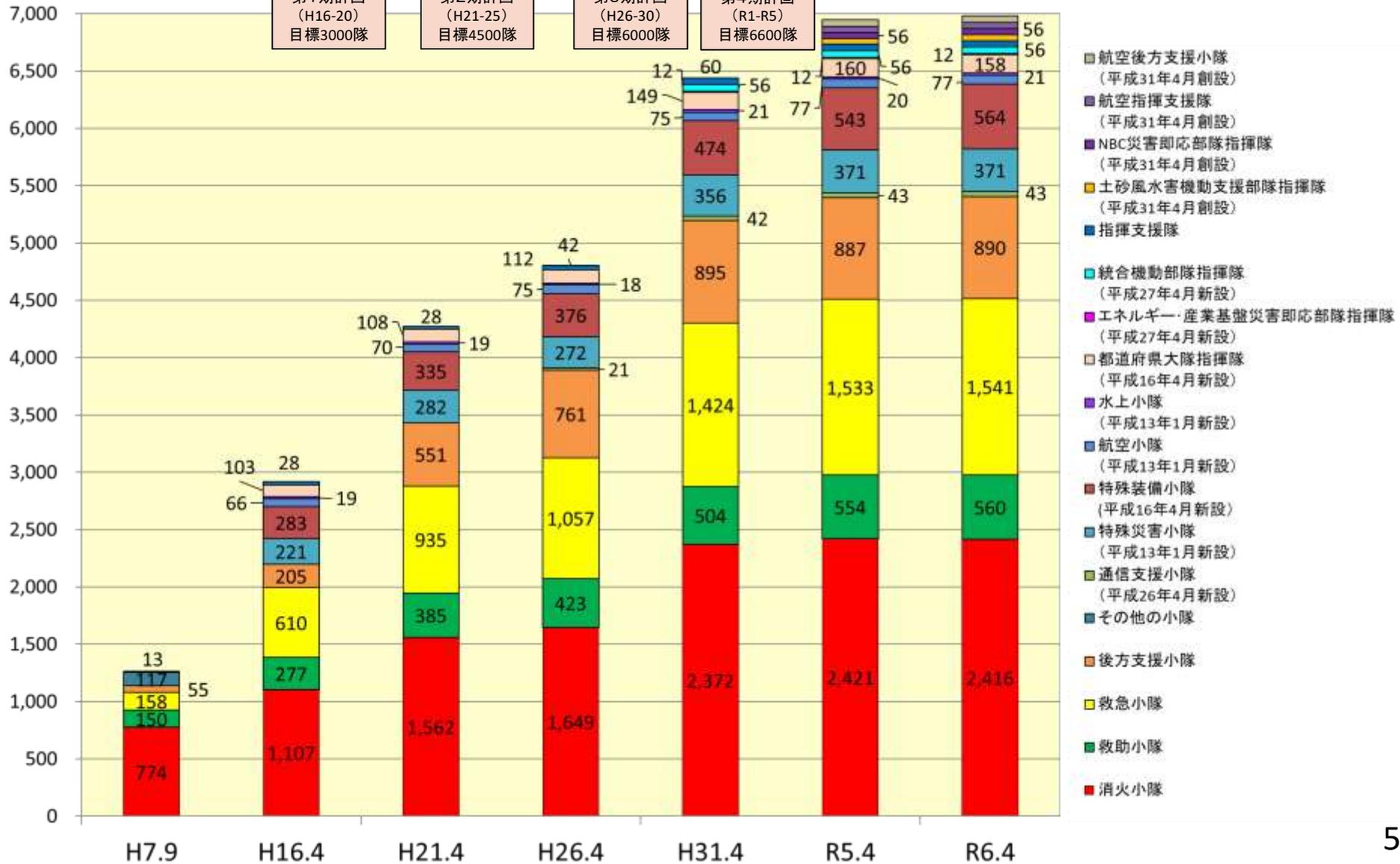
消防庁長官による緊急消防援助隊出動の「求め」と「指示」

	求め	指示
ケース	災害が発生した都道府県内の消防力では対応出来ない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ地震、首都直下地震、NBC災害 ・大規模・特殊災害が発生した場合
基準	<ul style="list-style-type: none"> ・地震、台風、水火災等の非常事態の場合において、災害発生市町村の消防の応援又は支援に関し、(当該災害発生市町村の属する都道府県の知事から要請があり、かつ、)必要があると認めるとき (消防組織法第44条第1項、第2項)⇒当該都道府県以外の都道府県の知事に対し「求め」 ・「人命の救助等のために特に緊急を要し」かつ「広域的に消防機関の職員の応援出動等の措置を的確かつ迅速にとる必要があると認められる」場合 (消防組織法44条第4項)⇒当該災害発生市町村以外の市町村の長に対し「求め」 	<ul style="list-style-type: none"> ・著しい地震災害※その他の大規模な災害又は毒性物質の発散その他の政令で定める原因により生ずる特殊な災害に対処するために特別の必要があると認められるとき ※「その他の大規模な災害」の判断要素 ・災害の状況 ・国の非常災害対策本部又は緊急災害対策本部の設置状況 ・応援の必要性 等
法的拘束力	諾否を判断する余地が残される(自主性が尊重される)	有り(強制力までは伴わない)
国の関与	「被災地外からの消防力の投入」を促すための調整・仲介	「被災地外からの消防力の投入」を第一義的主体的に決定
経費負担	受援側	国
過去災害	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年熊本地震 ・平成29年7月九州北部豪雨 ・平成30年北海道胆振東部地震 ・令和元年8月の前線に伴う大雨による災害 ・栃木県足利市林野火災 	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災 ・平成30年7月豪雨(岡山、広島等) ・令和元年台風第19号(宮城県等) ・令和2年7月豪雨 ・静岡県熱海市土石流災害 ・令和6年能登半島地震

緊急消防援助隊登録部隊の推移

(H7. 9)	(H16. 4)	(H21. 4)	(H26. 4)	(H31. 4)	(R5. 4)	(R6. 4)	(重複を除く)
1, 267隊	2, 821隊	4, 165隊	4, 694隊	6, 258隊	6, 629隊	6, 661隊	

第1期計画 (H16-20) 目標3000隊	第2期計画 (H21-25) 目標4500隊	第3期計画 (H26-30) 目標6000隊	第4期計画 (R1-R5) 目標6600隊
------------------------------	------------------------------	------------------------------	-----------------------------



緊急消防援助隊の基本的な部隊編成

指揮支援部隊

ヘリコプター等で迅速に現地に展開し、被災状況の把握、消防庁との連絡調整、現地消防機関の指揮支援を行う

指揮支援隊

指揮支援隊長

(被災市町村の消防本部で陸上部隊の指揮支援)

統括指揮支援隊

指揮支援部隊長

(都道府県庁の消防応援活動調整本部で指揮支援)

指揮支援隊

航空指揮支援隊

航空指揮支援隊長

(ヘリベースで航空部隊の指揮支援)

都道府県大隊

都道府県大隊長

都道府県大隊指揮隊

都道府県大隊を統括し、その活動指揮を行う

消火中隊

消火小隊

大規模火災発生時の延焼防止等消火活動を行う

救助中隊

救助小隊

高度救助用資器材を備え、要救助者の検索、救助活動を行う

救急中隊

救急小隊

高度救命用資器材を備え、救急活動を行う

後方支援中隊

後方支援小隊

各隊の活動支援をするために、給水設備等を備えた車両等により必要な輸送・補給活動を行う

通信支援中隊

通信支援小隊

通信確保を可能とする設備等を備えた車両等により通信の確保等に関する支援活動を行う

水上中隊

水上小隊

消防艇を用いて消防活動を行う

特殊災害中隊

特殊災害小隊

毒劇物等災害、大規模危険物災害等特殊な災害に対応するための消防活動を行う

特殊装備中隊

特殊装備小隊

遠距離送水設備、はしご、重機、全地形対応車等の特殊な装備を用いて消防活動を行う

都道府県大隊

都道府県大隊

航空部隊

航空小隊

消防防災ヘリコプターを用いて消防活動を行う

航空後方支援小隊

ヘリベースにおいて、必要な輸送・補給活動を行う。

緊急消防援助隊の出動実績

平成7年の創設以来44回の出動(内訳：地震災害19回、風水害16回、噴火災害3回、火災4回、雪崩1回、列車事故1回)

災害名	死者・行方不明者数	活動期間	活動日数	出動隊数	出動人員	救助人員
蒲原沢土石流災害	14名	H8.12.6～12.12	7日	72隊	382人	—
岩手県内陸北部を震源とする地震	—	H10.9.4	1日	2隊	7人	—
有珠山噴火災害	—	H12.3.29～5.10	40日	14隊	65人	—
平成12年(2000年) 鳥取県西部地震	—	H12.10.6	1日	4隊	15人	—
平成13年(2001年) 芸予地震	2名	H13.3.24～3.26	3日	9隊	37人	—
宮城県北部を震源とする地震	—	H15.7.26～7.28	3日	3隊	16人	—
三重県ごみ固形燃料 発電所火災	2名	H15.8.22～8.25	4日	23隊	56人	—
栃木県黒磯市ブリヂストン栃木工場火災	—	H15.9.8～9.9	2日	30隊	135人	—
平成15年(2003年) 十勝沖地震	2名	H15.9.26～10.21	25日	381隊	1,417人	—
出光興産北海道製油所ナフサ貯蔵タンク火災						
平成16年7月新潟・福島豪雨	16名	H16.7.13～7.15	3日	171隊	693人	1,855人
平成16年7月福井豪雨	5名	H16.7.18～7.19	2日	159隊	679人	388人
平成16年台風第23号 兵庫県豊岡市水害	98名	H16.10.21～ 10.22	2日	70隊	284人	127人
平成16年(2004年) 新潟県中越地震	68名	H16.10.23～11.1	10日	480隊	2,121人	453人
福岡県西方沖を震源とする地震	1名	H17.3.20	1日	3隊	12人	—
平成17年JR西日本福知山線列車事故	107名	H17.4.25～4.28	4日	74隊	270人	240人
奈良県吉野郡上北山村土砂崩れによる車両埋没事故	3名	H19.1.30	1日	7隊	30人	3人
平成19年(2007年) 能登半島地震	1名	H19.3.25～3.26	2日	87隊	349人	—
三重県中部を震源とする地震	—	H19.4.15	1日	3隊	12人	—
平成19年(2007年) 新潟県中越沖地震	15名	H19.7.16～7.23	8日	15隊	110人	—
平成20年(2008年) 岩手・宮城内陸地震	23名	H20.6.14～6.19	6日	211隊	1,025人	156人

緊急消防援助隊の出動実績

災害名	死者・行方不明者数	活動期間	活動日数	出動隊数	出動人員	救助人員
岩手県沿岸北部を震源とする地震	1名	H20.7.24	1日	99隊	379人	—
駿河湾を震源とする地震	1名	H21.8.11	1日	6隊	29人	—
東日本大震災	22,325名	H23.3.11～6.6	88日	8,854隊	30,684人	4,614人
平成25年台風第26号による伊豆大島の災害	43名	H25.10.16～ 10.31	16日	117隊	518人	—
平成26年8月豪雨による広島市土砂災害	77名	H26.8.20～9.5	17日	399隊	1,296人	133人
御嶽山噴火災害	63名	H26.9.27～10.17	21日	547隊	2,171人	—
長野県北部を震源とする地震	—	H26.11.23	1日	22隊	104人	—
口永良部島噴火災害	—	H27.5.29	1日	4隊	22人	—
平成27年9月関東・東北豪雨	20名	H27.9.10～9.17	8日	255隊	1,001人	786人
平成28年熊本地震	273名	H28.4.14～4.27	14日	1,644隊	5,497人	86人
平成28年台風第10号	29名	H28.8.31～9.9	10日	257隊	1,044人	43人
栃木県那須町雪崩事故	8名	H29.3.27～3.28	2日	3隊	10人	—
平成29年7月九州北部豪雨	44名	H29.7.5～7.25	21日	1,179隊	4,203人	59人
大分県中津市での土砂災害	6名	H30.4.11～4.14	4日	31隊	135人	—
大阪府北部を震源とする地震	6名	H30.6.18	1日	2隊	11人	—
平成30年7月豪雨	271名	H30.7.6～7.31	26日	1,383隊	5,385人	397人
平成30年北海道胆振東部地震	43名	H30.9.6～9.10	5日	197隊	827人	24人
令和元年8月の前線に伴う大雨による災害	4名	R1.8.28～8.31	4日	43隊	146人	11人
令和元年東日本台風による災害	121名	R1.10.13～10.18	6日	276隊	1,038人	171人
令和2年7月豪雨	88名	R2.7.4～7.15	12日	532隊	1,999人	369人
栃木県足利市林野火災	—	R3.2.25～3.3	7日	24隊	145人	—
静岡県熱海市土石流災害	28名	R3.7.3～7.26	24日	815隊	3,099人	4人
令和6年能登半島地震	284名	R6.1.1～2.21	52日	4,919隊	17,284人	295人

緊急消防援助隊整備のための財政支援

緊急消防援助隊の資機材、車両に係る無償使用制度

緊急消防援助隊の活動に必要な財産や物品について、NBCテロ災害に対応するための設備や、緊急消防援助隊として出動する場合には使用されるが、それ以外の場合での使用がほとんど想定されない資機材、車両など、単独の地方公共団体が整備・保有することが費用対効果の面から非効率なものについては、地方公共団体における整備に任せず、国が責任を果たすために、自らが有する財産・物品を地方公共団体に無償で使用させることにより供用を可能とするもの。

【消防組織法第50条】

総務大臣又はその委任を受けた者は、緊急消防援助隊の活動に必要があるときは、国有財産法（昭和23年法律第73号）第19条において準用する同法第22条及び財政法（昭和22年法律第34号）第9条第1項の規定にかかわらず、その所掌事務に支障を生じない限度において、その所管に属する消防用の国有財産（国有財産法第2条第1項に規定する国有財産をいう。）又は国有の物品を、当該緊急消防援助隊として活動する人員の属する都道府県又は市町村に対し、**無償で使用させる**ことができる。

緊急消防援助隊設備整備費補助金

○補助対象・・・緊急消防援助隊が使用する消防ポンプ自動車、救助工作車、救急自動車、救助消防ヘリコプター、その他の特殊な車両及び資機材（搬送用アイソレーター装置を含む）等並びに緊急消防援助隊の活動を円滑にするための消防救急デジタル無線

【消防組織法第49条第2項】

緊急消防援助隊に係る第45条第2項の計画に基づいて整備される施設であつて政令で定めるものに要する経費は、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、**国が補助するものとする。**（緊急消防援助隊基本計画（消防組織法第45条第2項の計画））

補助率 1/2

一般財源 1/2

※これら以外には、緊急防災・減災事業債や、防災対策事業債等の地方債による財政支援を活用して整備した車両や、自治体が国の支援を得ずに整備した車両を、緊急消防援助隊として活用することもある。

消防隊が使用する車両、設備については、原則、緊急消防援助隊の属する市町村消防が、整備することとなるが、消防庁長官の要請や指示を受けて出動する緊急消防援助隊であるため、消防庁(国)としても財政支援を行う等責任を果たしている。

能登半島地震における 緊急消防援助隊の活動



令和6年能登半島地震 緊急消防援助隊の活動状況

1 出動状況

- 1月1日16時30分、災害の規模等に照らし緊急を要し要請を待つとまがないと判断し、消防組織法第44条第2項に基づき、被災県知事からの要請を待たずに消防庁長官の「出動の求め」を行い、緊急消防援助隊が出動した。
- 1月1日17時30分、災害の状況（甚大性）等を踏まえ、この災害の緊急消防援助隊の出動は、消防組織法第44条第5項に基づく消防庁長官の「出動の指示」に切り替えた。（過去に「出動の指示」を行った事例は、東日本大震災、平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨及び静岡県熱海市土石流災害）

2 活動規模

- 緊急消防援助隊の活動期間 1/1～2/21 52日間
 - 延べ人員（日ごとの累計）約59,000人
- ※令和6年2月21日時点

被災県名	陸上	航空（航空指揮支援隊、航空後方支援小隊含む。）	救助・救急実績
石川県	群馬県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県 21都府県	群馬県、埼玉県、千葉県、東京消防庁、横浜市、川崎市、新潟県、富山県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、静岡市、浜松市、名古屋市、三重県、滋賀県、京都市、大阪市、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県 ヘリ延べ22機	救助人数 295人 搬送人数 1,577人



7日 宿营地
石川県珠洲市
【静岡県大隊】
撮影：静岡市消防局

※救助実績は、地元消防本部等と協力し救出したものを含む。

3 活動状況

【消火活動】

- 地元消防本部等と消防団が連携した消火・警戒活動

【救助・捜索活動】

- 倒壊家屋からの救助・捜索活動
- 消防ヘリによる孤立集落からの救助
- 広範囲での安否不明者の捜索活動

【救急活動】

- 医療関係者と連携した避難所からの救急搬送
- 病院や高齢者福祉施設からの転院搬送

【その他】

- 消防防災ヘリによる効率集落への物資搬送



3日 捜索活動
石川県輪島市門前町
【愛知県大隊】
撮影：名古屋市消防局



8日 航空機輸送
入間基地
【神奈川県大隊】
撮影：横浜市消防局



緊急消防援助隊の活動に係る検証

検証方法

令和6年 能登半島地震における緊急消防援助隊の活動について、出動した21都府県の隊員の出席の下、活動上の奏功事例や課題等について3回にわたり意見交換を行うとともに、課題に対する対応案について検討を行った。

明らかとなった課題

- 道路事情が悪く、迅速な陸路進出には困難が伴ったことから、迅速な進出に向け、車両や携行資機材の検討が必要
- 空路・海路で進出したことを踏まえ、関係機関との一層の連携強化が必要
- 積雪寒冷地等過酷な状況における隊員の環境改善、隊員の処遇改善
- 消防防災ヘリコプターの効果的な活用に係る航空受援体制の強化



陸路進出の様子



宿営地の様子



検証会の様子

今後の対応の方向性

- 道路事情が悪い場合の迅速な進出 :
 - 小型軽量化された車両や資機材を整備することで、部隊の機動性を高め、被災地への迅速な進出ができるよう、体制を強化する など
- 関係機関との連携強化 :
 - 緊援隊・地域ブロック訓練等において、関係機関との実践的な訓練を実施 など
- 環境改善等 :
 - 高機能エアータント等の資機材整備や過酷な活動内容を踏まえた処遇改善 など
- 航空受援体制の強化 :
 - 緊援隊・地域ブロック訓練をはじめとする各種機会に応援訓練の実施 など
- その他 :
 - 定期的なオンラインミーティング等により、消防庁と現地緊急消防援助隊との意思疎通を強化



悪路走行可能な小型車両



自衛隊輸送機との連携



高機能エアータント



航空受援体制